

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、そ  
の翌日)

告

示

## 鳥取県告示第三百十八号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条及び第百十七条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和五十七年度第一次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

昭和五十七年三月二十六日

鳥取県知事 平林鴻三

◇告

示

自衛官の募集

三

次

土地改良区の役員の就任

土地改良区の役員の就退任

木材業者及び製材業者の登録

木材業者の登録の変更

保育林の指定の解除予定

漁業共済に係る共済契約の締結の申込みに係る同意につ  
いての適否の決定

土地収用法による土地の立入り

土地収用法による事業の認定

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可（二件）

開発行為に関する工事の完了（二件）

廻の指定の一部改正

職業訓練法による技能検定の実施

2 女子については、昭和五十七年六月三日

する休日

(一) 日曜日

昭和五十七年四月一日から同年六月三十日まで。ただし、女子につ  
いては、昭和五十七年五月一日から同月二十九日までとなる。  
三 試験期日

1 男子については、募集期間中の日の毎日とする。ただし、次に掲げる  
日を除く。

(二) 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定  
する休日

## 四 試験場の位置及び名称

1 男子

鳥取市鍛治町一八

自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市巖城四三三の一

自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市東町六五

自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

2 女子

米子市西三柳二六〇三

陸上自衛隊米子駐屯地

## 五 その他

1 応募資格

採用予定期の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法（昭和二十九年法律第一百六十五号）第三十八条第一項各号のいずれにも該当しないもの

2 試験科目

ア 筆記試験（国語（作文を含む。）、社会及び数学）

イ 身体検査

ウ 口述試験

エ 適性検査

## 鳥取県告示第三百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり丹比土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年三月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

就任した役員の氏名及び住所

理事 大平 哲男 八頭郡八東町大字用呂三九三

昭和五十七年三月十日就任 任期昭和五十九年三月三十一日まで

## 鳥取県告示第三百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり八頭中央土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年三月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の氏名及び住所

理事 岩成 市三 八頭郡船岡町大字船岡四四九

昭和五十七年二月十二日退任

就任した役員の氏名及び住所

3 昭和57年3月26日 金曜日

## 鳥取県公報

理事 北尾 篤 八頭郡船岡町大字船岡四二九

昭和五十七年三月十五日就任 任期昭和五十八年三月二十一日まで

## 鳥取県告示第三百二十一号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第六条第一項の規定に基づき、木材業者及び製材業者を次のとおり登録したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年三月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 木材業者

登録番号

登録年月日

住 所

氏 名

八木第九一號

昭和五十七年  
三月六日

八頭郡智頭町大字口宇波三五三

藤森政敏

八木第九二號

昭和五十七年  
三月十六日

八頭郡郡家町大字宮谷二六五

谷口儀男

## 製材業者

登録番号

登録年月日

住 所

氏 名

八製第六一號

昭和五十七年  
三月十六日

八頭郡郡家町大字宮谷二六五

谷口儀男

三十四号）第七条第二項の規定に基づき、次のとおり木材業者の登録の変更をしたので、同条第三項において準用する同条第六条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年三月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 登録年月日及び登録番号

昭和五十六年四月一日 倉木第五号

2 登録番号

株式会社 倉吉木材市場

3 住所

倉吉市山根五四五

変更前

変更後

倉吉市清谷八六八

4 代表者の氏名

変更前

変更後

取締役社長 竹 嶽 善之助

登録変更の年月日

昭和五十七年三月十六日

5 登録年月日及び登録番号

昭和五十六年四月一日 倉木第二一号

## 鳥取県告示第三百二十二号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第

昭和57年3月26日 金曜日

2 名称

鳥取県中部木材協同組合

3 住所

変更前	倉吉市西倉吉町二三三
変更後	倉吉市秋喜三五〇一―三

4 代表者の氏名

理事長 桑本重章

5 登録変更の年月日

昭和五十七年三月十六日

指定理由の消滅

## 鳥取県告示第三百二十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第一百八条の二第四項において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき発起人から届出あつた次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第百八条の二第二項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第四項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

昭和五十七年三月二十六日

鳥取県知事 平林鴻三

加入区	漁業の区分
賀露加入区	漁業災害補償法第百四条第一号に掲げる漁業

## 鳥取県告示第三百二十三号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年三月二十六日

鳥取県知事 平林鴻三

## 鳥取県告示第三百二十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡泊村大字字谷字濱山八二九の一
- 二 保安林として指定された目的  
魚つき

三 解除の理由

昭和五十七年三月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 三 起業地

1 収用の部分 気高郡氣高町大字浜村字猫石地内

2 使用の部分 なし

## 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

氣高町役場

- 一 起業者の名称  
中国電力株式会社
- 二 事業の種類  
特別高圧送電線北松江幹線新設工事

## 三 立ち入ろうとする土地の区域

西伯郡西伯町大字東上、大字上中谷、大字下中谷及び大字中並びに日野郡溝口町船越、福島、二部、畠地、福居及び焼杉地内

## 四 立ち入ろうとする期間

昭和五十七年三月三十一日から昭和五十八年三月三十日まで

## 鳥取県告示第三百二十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、米子市車尾中島土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年三月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 組合の名称

米子市車尾中島土地区画整理組合

## 二 事業施行期間

変更前 昭和五十四年四月六日から昭和五十七年三月三十一日まで  
変更後 昭和五十四年四月六日から昭和五十八年三月三十日まで

## 三 施行地区

米子市車尾字三番割東、字土橋及び字砂ノ下の各一部並びに中島字土橋、字樋ノ口、字上井手中江、字荒神前、字保治田及び字長池の各一部

- 一 起業者の名称  
氣高町立町民体育館建設事業
- 二 事業の種類

鳥取県知事 平

林

鴻

三

昭和五十七年三月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十七年三月二十六日

昭和57年3月26日 金曜日

## 鳥取県公報

米子市中町二〇番地	昭和五十四年十一月二十四日から昭和五十七年三月三十一日 まで
米子市建設部都市計画課内	
五 設立認可の年月日	昭和五十四年四月二一日
六 事業年度	
七 变更前	昭和五十四年度から昭和五十六年度まで
变更後	昭和五十四年度から昭和五十七年度まで
八 公告の方法	事務所掲示板及び施行地区内で理事長が指定する場所に掲示して行う。
九 变更認可の年月日	昭和五十六年三月二十三日
十 施行地区	
十一 事務所の所在地	米子市中町二〇番地
十二 事業年度	
十三 变更前	昭和五十四年度から昭和五十六年度まで
变更後	昭和五十四年度から昭和五十七年度まで
十四 公告の方法	事務所掲示板及び施行地区内で理事長が指定する場所に掲示して行う。
十五 变更認可の年月日	昭和五十七年三月二十三日
一 組合の名称	米子市旗ヶ崎第二土地区画整理組合
二 事業施行期間	
鳥取県告示第三百二十九号	
次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年	

7 昭和57年3月26日 金曜日

## 鳥 取 県 公 報

(法律第百号) 第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年三月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
米子市旗ヶ崎七三八一  
三沢木材有限会社  
代表取締役 三沢 進

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年一月二十六日 鳥取県指令受都計第三百五十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡日吉津村大字日吉津

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

西伯郡日吉津村大字富吉一〇五五

小林幸子

## 鳥取県告示第三百三十一号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号(廢の指定について)の一部を  
次のように改正する。

昭和五十七年三月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第三百三十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年  
法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年三月二十六日

公 告

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年十二月十九日 鳥取県指令受都計第三百五十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市米原字大沢十二

職業訓練法(昭和44年法律第64号)第64条第2項の規定に基づき、昭和  
57年度前期の技能検定を次のとおり実施するので、職業訓練法施行規則(昭  
和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により公告する。

昭和57年3月26日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(2) 学科試験  
ア 実施期日

検定職種ごとに次の期日に行う。

1 実施する検定職種  
園芸装飾、造園、機械加工、放電加工、金属プレス加工、鉄工、板金、電気めつき、仕上げ、製材のこ目立て、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、布はく製造、木工機械調整、木工、製版、印刷、プラスチック成形、石工、とび、左官、プロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、床仕上げ施工、天井仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装、塗料調色、広告美術仕上げ及び写真。

2 検定の等級

技能検定は、一の職種ごとに1級・2級及び単一等級に分けて行う。

3 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によつて行う。

4 試験の実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期間

昭和57年6月19日（土）から同年9月19日（日）までの間ににおいて、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日に行う。

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所において行う。

イ 提出書類

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所において行う。  
ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、昭和57年6月10日（木）に鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示する。

検 定 職 種	実 施 期 日
園芸装飾、放電加工、鉄工、仕上げ、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、木工、印刷、石工、左官、タイル張り、防水施工、熱絶縁施工、サッシ施工及び表装。	昭和57年9月5日（日）
造園、金属プレス加工、製材のこ目立て、電子機器組立て、布はく縫製、木工機械調整、製版、とび、プロック建築、畳製作、床仕上げ施工、天井仕上げ施工、塗装及び広告美術仕上げ。	昭和57年9月12日（日）
機械加工、板金、電気めつき、電気機器組立て、プラスチック成形、塗料調色及び写真。	昭和57年9月19日（日）

イ 提出書類

(1) 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面。

昭和57年3月26日曜日

9

## (2) 提出先

鳥取市本町三丁目102 鳥取商工会議所会館内  
鳥取県職業能力開発協会

## (3) 受付期間

昭和57年4月15日(木)から同年4月26日(月)まで。(郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。)

## (4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会で交付する。

イ 申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「申請書請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、60円切手をはつたもの)を同封して行うこと。

## 6 受検手数料及びその納付方法等

## (1) 受検手数料

## ア 実技試験の受検手数料

検定職種	手数料
園芸装飾	11,000(円)
造園	10,000
機械加工	11,000
放電加工	11,000
金属プレス加工	9,000
鉄工	9,000

板金	9,000
電気めつき	11,000
仕上	11,000
製材のこ目立て	11,000
電子機器組立て	11,000
電気機器組立て	11,000
建設機械整備	9,000
婦人子供服製造	8,000
紳士服製造	9,000
布はく製造	9,000
木工機械調整	9,000
木工版刷	9,000
木工版刷	11,000
プラスチック成形	11,000
石工	11,000
とび	11,000
左官	10,000
プロック建築	11,000
タイル張り	9,000
畳製作	9,000
防水施工	11,000
床仕上げ施工	11,000
天井仕上げ施工	11,000

鳥取県公認

昭和57年3月26日曜

熱絶縁施工	11,000
サッシ施工	11,000
表装	11,000
塗装	9,000
塗料調色	9,000
広告美術仕上げ	11,000
写真	11,000
学科試験の受検手数料	2,000円

## (2) 納付方法

(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の受検手数料は納付を要しない。

## (3) その他

受検申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも、受検手数料は返還しない。

## 7 合格者の発表等

## (1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいづれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が、昭和57年10月7日(木)に書面で通知する。

## (2) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の氏名を、昭和57年10月8日(金)の鳥取県公報で公告する。

## 8 その他

技能検定について不明の点は、鳥取県商工労働部職業安定課又は鳥取

県職業能力開発協会に問い合わせること。